

# 長岡天神駅周辺における 都市景観形成の検討について

第4回 長岡京市まちづくり審議会 景観専門部会

～ガイドライン（案）について～



## 専門部会の検討事項

### 基礎条件の整理

第2回

検討対象

色彩のコントロールが必要な高層建築物の立地（検討対象エリア）を都市計画情報から確認・抽出する

視点場

検討対象エリア越しに西山を眺められる視点場を確認する

検討対象・視点場の設定

### 高層建築物の色彩について検討

第3回

色彩基準

高層建築物に対して誘導する色彩の基準を検討

配色手法

高層建築物の配色手法を検討

第4回

ガイドライン（案）

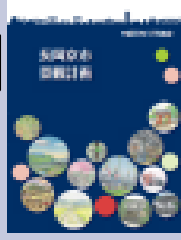
各検討事項をまとめたガイドライン（案）

# ガイドライン（案）について

## 長岡京市景観計画

### 景観形成基準（建築物の色彩）

建築物の色彩は、色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとす。



景観形成基準の解説・例示

### 景観形成ガイドライン



極端に明るい色や暗い色、鮮やかな色は使用しないようにします。

## ガイドライン（案） A4両面用紙

(別紙)

- 対象とする建築物  
対象の建築物は何m以上とするか
- 対象区域  
どこで建つ建築物を対象とするか
- 建築物の色彩誘導  
西山・空と調和するのはどのような色彩か
- 色彩構成（配色）  
推奨カラーやベース、サブカラー等の構成をどう誘導するか

新たなガイドラインとして追加（差し込み）する

3

## 目次

1. ガイドライン（案）の解説
2. 今後のスケジュール

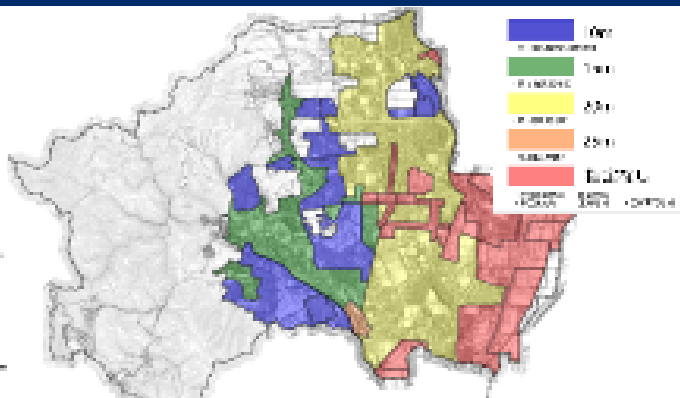
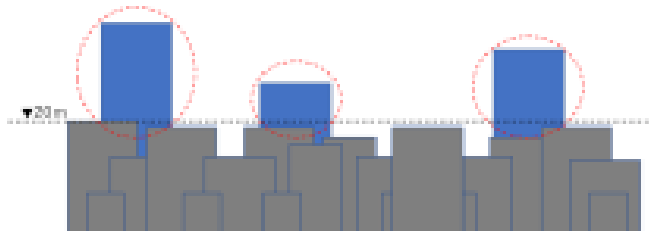
# 1. ガイドライン（案）の解説

- I. 対象建築物
- II. 対象区域
- III. 色彩選定について
- IV. 配色について

## 対象建築物

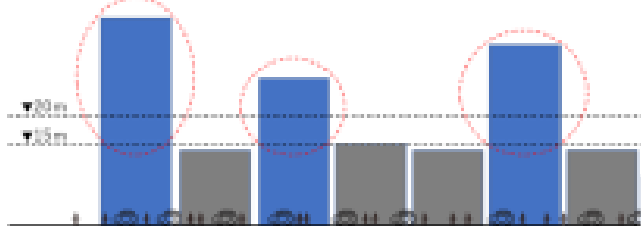
### 眺望景観（市外や建物屋上からのまち並み）

建物高さ20mのまち並み（第2種高度地区）から突出する建築物と西山の眺めの調和に配慮する



### 街路景観（歩行者目線のまち並み）

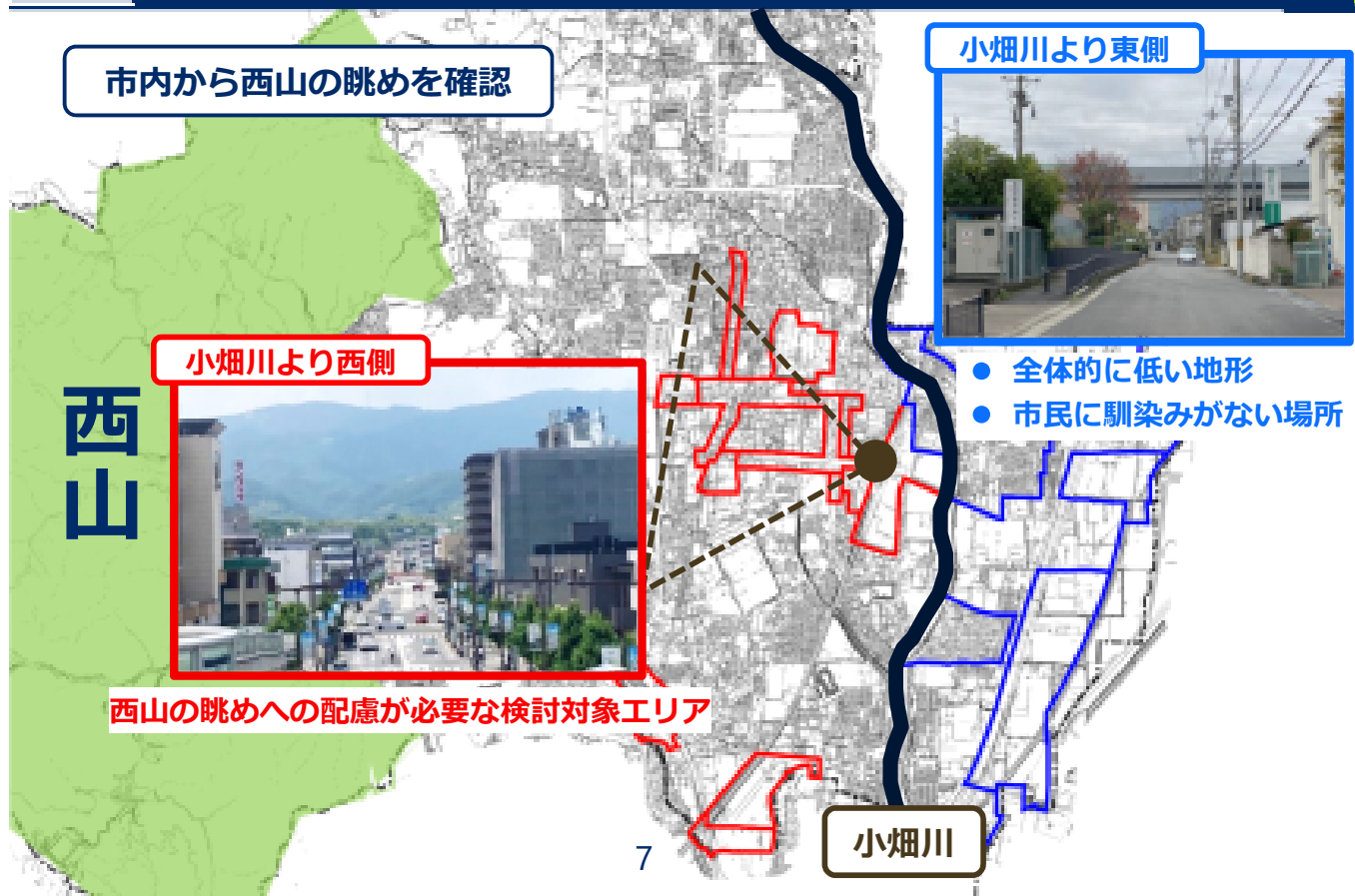
既存の低層を主としたまち並みとの連続性に配慮する



ガイドライン（案）

市民目線の景観を重視し、対象建築物は高さ15mを超える建築物とする

# 対象区域 (第2回部会 検討内容より)



# 対象区域 (景観計画における色彩の考え方)

## 工業景観区域以外

ベースカラー (見付面積の70%を占める色)

使用する色相	明度	彩度
2.5YR~5Y	4~6	3以下

N系については、明度4~6とする

## 工業景観区域

ベースカラー (見付面積の70%を占める色)

使用する色相	明度	彩度
R・YR・Y系	4~8	3以下
R・YR・Y系以外	4~8	2以下

N系については、明度4~9とする

## 住工景観区域

工業地と住宅地の共存が求められる地域

→小畑川以西の市街地景観と工業景観のバッファゾーンの役割もあるため、ガイドラインの適用区域から除外

## ガイドライン (案)

対象区域は 西山・山麓景観区域、市街地景観区域、河川軸、沿道軸①・②、旧街道軸、景観重点地区

# 色彩選定について（西山景観保全色）

## ガイドライン（案）

- ベースカラーについて、西山景観保全色より選定する。

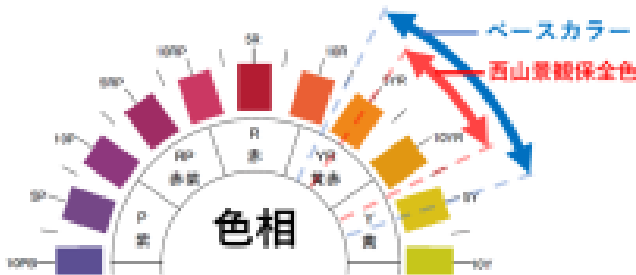
ベースカラー 見付面積の70%を占める色		
使用する色相	明度	彩度
2.5YR～5Y	4～8	3以下
N系については、明度4～8とする		



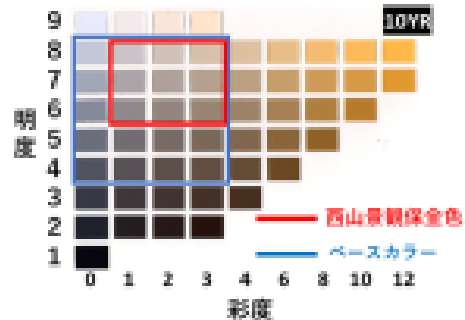
西山景観保全色		
使用する色相	明度	彩度
5YR～2.5Y	6～8	1～3
N系は使用しない		

なお、長大な壁面が生じ、周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、色彩による分節化を行う場合は、選定した西山景観保全色との対比が強くなると認められる範囲でベースカラーの基準色を用いることもできます。（明度差を2以内とする等）

ただし、対比が強くなると認められない色彩については、基準内であってもベースカラーとして使用することはできません。



自然景観と調和するアースカラーを基本とするため、赤味や黄味の強い色相の使用を避ける。



背景となる西山や空との調和、隣り合う高層建築物の調和が図れる色調とする。

# 色彩選定について（西山景観保全色との調和色）

## ガイドライン（案）

- ベースカラーについて、西山景観保全色より選定する。

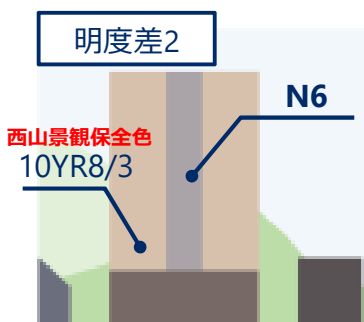
ベースカラー 見付面積の70%を占める色		
使用する色相	明度	彩度
2.5YR～5Y	4～8	3以下
N系については、明度4～8とする		



西山景観保全色		
使用する色相	明度	彩度
5YR～2.5Y	6～8	1～3
N系は使用しない		

なお、長大な壁面が生じ、周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、色彩による分節化を行う場合は、選定した西山景観保全色との対比が強くなると認められる範囲でベースカラーの基準色を用いることもできます。（明度差を2以内とする等）

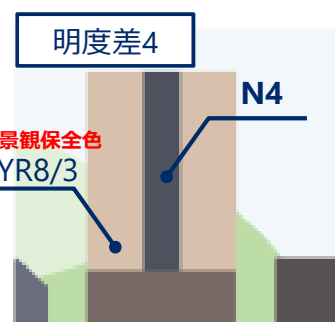
ただし、対比が強くなると認められない色彩については、基準内であってもベースカラーとして使用することはできません。



対比が強くない



ベースカラーとして使用可



対比が強くなる



ベースカラーとして使用不可

# 配色について（サブカラー、アクセントカラーの使用）

## 現在の景観形成基準（建物の色彩）

### 大規模な行為 高さ15m超

#### ■ サブカラー（見付面積の30%未満に使用）

使用する色相	明度	彩度
R・YR系	4～8	5以下
Y系	4～8	4以下
RY・R・Y以外	4～8	2以下
N系については、明度8以下とする。		

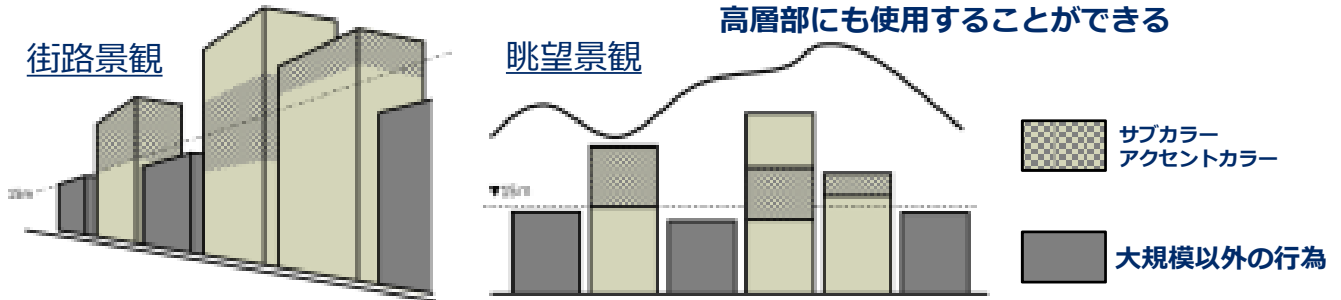
### 大規模以外の行為 高さ15m以下

使用する色相	明度	彩度
R・YR系	4～9	5以下
Y系	4～9	4以下
RY・R・Y以外	4～9	2以下
N系については、明度を定めない。		

#### ■ アクセントカラー（見付面積の5%未満の範囲で使用） → 色彩基準なし

### 【サブカラー、アクセントカラーの使用イメージ】

使用面積の限度のみを定めているため、高層部にも使用することができる



→ まち並みから突出し、景観の阻害要因になる恐れがある

# 配色について（サブカラー、アクセントカラーの使用）

## ガイドライン（案）

サブカラー及びアクセントカラーを高さ15mを超える部分に使用することはできません。  
ただし、高さ15mを超える部分の見付のうち5%未満の面積に使用するサブカラーについてはこの限りではありません。

### 大規模以外の行為（高さ15m以下の建築物）

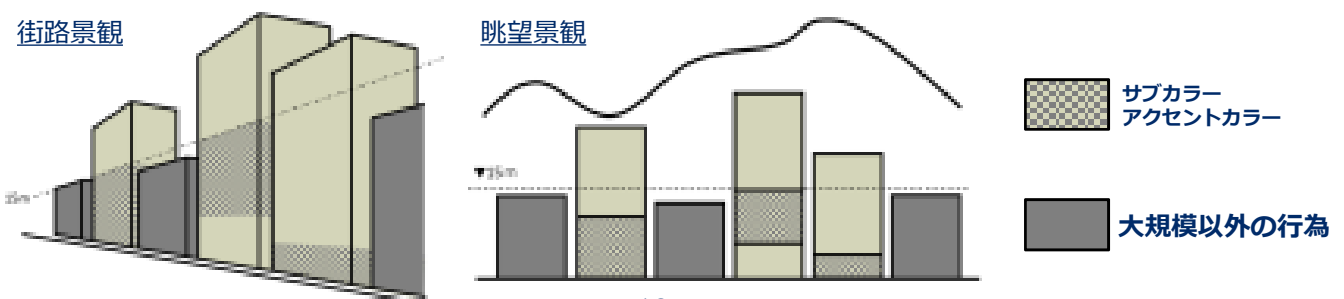
→ 使用できる色彩の範囲が広い

#### 色彩基準

使用する色相	明度	彩度
R・YR系	4～9	5以下
Y系	4～9	4以下
RY・R・Y以外	4～9	2以下
N系については、明度を定めない。		



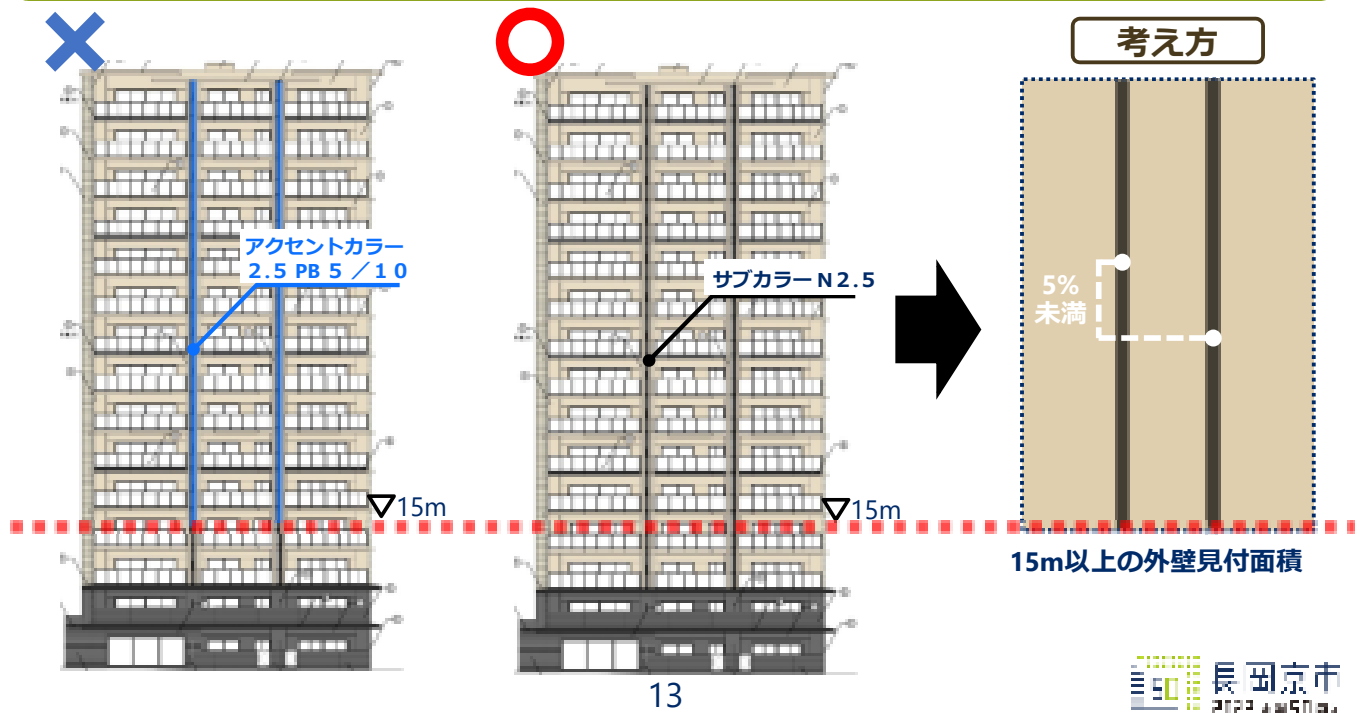
### 【高さ15m以下でのサブカラー、アクセントカラーの使用イメージ】



# 配色について（サブカラー、アクセントカラーの使用）

## ガイドライン（案）

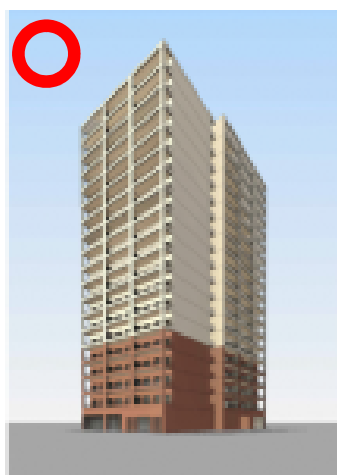
サブカラー及びアクセントカラーを高さ15mを超える部分に使用することはできません。  
ただし、高さ15mを超える部分の見付のうち5%未満の面積に使用するサブカラーについてはこの限りではありません。



# 配色について（天井面の色彩）

## ガイドライン（案）

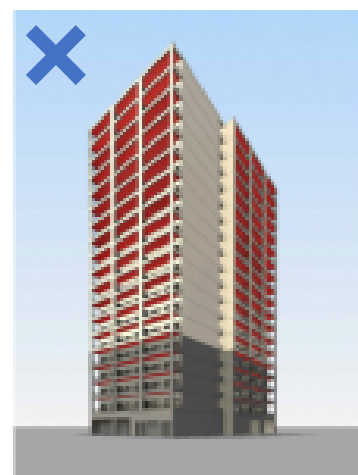
バルコニー等天井面の色彩は、西山景観保全色または隣接した壁面に準じた色彩とします。



床裏面（天井面）に明るい色彩を用いた建築物



床裏面（天井面）に暗い色彩を用いた建築物のイメージ



床裏面（天井面）に高彩度の色彩を用いた建築物のイメージ

床裏面は上層部になるほど印象が大きくなるため、圧迫感を与えたり、目立った色彩を避ける

# 将来の景観イメージ（天神通り）

ガイドライン適用前



15

# 将来の景観イメージ（天神通り）

ガイドライン適用



16



## 2. 今後のスケジュール

# スケジュール

長岡天神駅周辺における都市景観の検討に向けたフロー

